

高校生等医療費助成制度（マル青^{あお}）の事業開始について

1 概要

乳幼児及び義務教育就学児医療費の助成対象年齢を、高校3年生相当年齢まで拡大する。

2 助成対象者

15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、国民健康保険や社会保険など各種医療保険に加入している者

3 事業開始時期

令和5年4月予定

4 周知方法

区報、区ホームページ及び個別通知により周知する。

5 申請方法

郵送または電子申請を予定している。

6 スケジュール

令和4年	11月	マル青制度の周知開始（HP、区報等）
	12月	個別通知及び申請書類の発送と申請受付開始
令和5年	3月末	マル青医療証の発送
	4月	事業開始